

# みどり福社会役員等報酬規程

2017年6月15日

みどり福社会定時評議員会にて決定

本規定は、理事・監事、評議員、評議員選任・解任委員が、その職にあることに対して及び、その会議に出席するに当たっての報酬等について規定する。

## 1. 理事・監事への報酬

無報酬とする。  
交通費実費弁償は支給しない。

## 2. 評議員への報酬

無報酬とする。  
交通費実費弁償は支給しない。

## 3. 評議員選任・解任委員への報酬

無報酬とする。  
交通費実費弁償は支給しない。

以上